

令和2年1月31日

## 主文

後記「事実」欄第3の5記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、健康保険法（以下「法」という。）による傷病手当金（以下、単に「傷病手当金」という。）の支給を求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

本件は、右変形性膝関節症（以下、「本件傷病」という。）の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、傷病手当金の請求をした請求人に対し、〇〇健康保険組合（以下「保険者組合」という。）が、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間は療養のための労務不能とは認められないとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間は資格喪失後に継続して傷病手当金を受給していないためとして、傷病手当金を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 第3 再審査請求の経緯

- 1 請求人は、立位によるシートボルトブッシュ取付け作業に従事していたが、本件傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間、傷病手当金を受けていた。なお、請求人は、保険者組合において、平成〇年〇月〇日に被保険者資格を取得し、平成〇年〇月〇日に同資格を喪失した。
- 2 請求人は、本件傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間

（以下「本件請求期間A」という。）について、平成〇年〇月〇日（受付）、保険者組合に対し、傷病手当金の支給を請求した。

保険者組合は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付けで、本件請求期間Aについて、「申請期間について、療養を担当している医師に療養状況を確認したところ、担当医が「療養の為労務不能ではないが患者の訴えにより労務不能とした」と回答しており、健康保険法第99条に定める支給要件に該当しない為」との理由により、傷病手当金を支給しないとの処分（以下「原処分A」という。）をした。

- 3 請求人は、本件傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間（以下「本件請求期間B」という。）について、平成〇年〇月〇日（受付）、保険者組合に対し、傷病手当金の支給を請求した。

保険者組合は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付けで、本件請求期間Bについて、「既に平成〇年〇月〇日付にて平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の申請期間について不支給通知を発行しており、資格喪失後継続して傷病手当金を受給している場合に、傷病手当金が不支給となった場合には、その後更に労務不能となっても傷病手当金の支給は復活されない為」との理由により、傷病手当金を支給しないとの処分（以下「原処分B」という。）をした。

- 4 請求人は、本件傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間（以下「本件請求期間C」という。）について、平成〇年〇月〇日（受付）、保険者組合に対し、傷病手当金の支給を請求した。

保険者組合は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付けで、本件請求期間Cについて、「既に平成〇年〇月〇日付にて平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の申請期間について不支給通知を発行しており、

資格喪失後継続して傷病手当金を受給している場合に、傷病手当金が不支給となった場合には、その後更に労務不能となっても傷病手当金の支給は復活されない為」との理由により、傷病手当金を支給しないとの処分（以下「原処分C」という。）をした。この回答は、前記回答書の内容全体を通じてみれば、請求人の請求傷病により、一切の作業が労務不能となるものではないが、請求人が従事していた作業についてみれば、労務不能であることをいう。

- 5 請求人は、本件傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間（以下「本件請求期間D」といい、本件請求期間A、本件請求期間B及び本件請求期間Cと併せて「本件請求期間」という。）について、平成〇年〇月〇日（受付）、保険者組合に対し、傷病手当金の支給を請求した。

保険者組合は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付けで、本件請求期間Dについて、「既に平成〇年〇月〇日付にて平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の申請期間について不支給通知を発行しており、資格喪失後継続して傷病手当金を受給している場合に、傷病手当金が不支給となった場合には、その後更に労務不能となっても傷病手当金の支給は復活されない為」との理由により、傷病手当金を支給しないとの処分（以下「原処分D」といい、原処分A、原処分B及び原処分Cと併せて「原処分」という。）をした。

- 6 請求人は、原処分A、原処分B、原処分C及び原処分Dを不服とし、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

なお、審査官は、原処分A、原処分B、原処分C及び原処分Dを併合して審理した。

#### 第4 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

## 第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項において「被保険者（…）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されている。

また、傷病手当金の支給については、同条第4項において「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定している。

さらに、法第104条において、「被保険者の資格を喪失した日（…）の前日まで引き続き1年以上被保険者（…）であった者（…）であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金…の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。」と規定している。

また、法第99条第1項に規定する「療養のため労務に服することができないとき」（労務不能）の解釈運用については、平成15年2月25日保発第0225007号（以下「本件通知」という。）において、「被保険者がその本来の職場における労務に就くことが不可能な場合であっても、現に職場転換その他の措置により就労可能な程度の他の比較的軽微な労務に服し、これによって相当額の報酬を得ているような場合は、労務不能には該当しないものであるが、本来の職場における労務に対する代替的性格をもたない副業ないし内職等の労務に従事したり、あるいは傷病手当金の支給があるまでの間、一時的に軽微な他の労務に服することにより、賃金を得るような場合その他これらに準ずる場合には、通常なお労務不能に該当するものであること。」としている。この解釈は相当かつ合理的なものといふことができる。

2 本件の場合、保険者が、請求人は療養のため労務に服することができないとき（労務不能）には該当しないと解釈し、本件請求期間Aについて傷病手当金を支給しないとされた原処分Aを行い、それに続く期間の傷病手当金は退職後の給付が継続していないとして支給しないとしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件傷病について、本件請求期間Aが、療養のため労務に服することができないとき（労務不能）に該当すると認められるかどうかということであり、本件請求期間Aが労務不能に該当すると認められた場合は、それ以降の請求期間が労務不能に該当すると認められるかどうかということになる。

## 第2 事実の認定及び判断

1 本件資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件請求期間Aに係る傷病手当金支給申請書（退職後の申請）の療養を担当した医師の意見書欄に、a病院・A医師（以下「A医師」という。）が平成○年○月○日付で記載した部分の必要な部分は以下のとおりである。

- ① 傷病名：右変形性膝関節症
- ② 労務不能と認めた期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日まで  
日間（注：記載なし）
- ③ ②のうち診療実日数：2日
- ④ ②のうち外来診療日：○月○日、○日
- ⑤ 療養状況：投薬あり（1日1回4週間）  
通院指導あり（4週間に1回）
- ⑥ 主症状及び経過概要（労務不能と認めた理由）：体動時の右膝関節痛強く、労働不能と思われた
- ⑦ 就労見込：なし（理由：上記理由）

(2) 本件請求期間Bに係る傷病手当金支給申請書（退職後の申請）の療養を担当した医師の意見書欄に、A医師が平成○年○月○日付で記載した部分の

必要な部分は以下のとおりである。

- ① 傷病名：右変形性膝関節症
  - ② 労務不能と認めた期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日まで  
31日間
  - ③ ②のうち診療実日数：2日
  - ④ ②のうち外来診療日：○月○日、○日
  - ⑤ 療養状況：投薬あり（1日1回4週間）  
通院指導あり（4週間に1回）
  - ⑥ 主症状及び経過概要（労務不能と認めた理由）：体動時の右膝関節痛強く労働不能と思われた
  - ⑦ 就労見込：なし（理由：上記理由）
- (3) 本件請求期間Cに係る傷病手当金支給申請書（退職後の申請）の療養を担当した医師の意見書欄に、A医師が平成○年○月○日付で記載した部分の必要な部分は以下のとおりである。
- ① 傷病名：右変形性膝関節症
  - ② 労務不能と認めた期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日まで  
日間（注：記載なし）
  - ③ ②のうち診療実日数：2日
  - ④ ②のうち外来診療日：○月○日、○日
  - ⑤ 療養状況：投薬あり（1日1回4週間）  
通院指導あり（4週間に1回）
  - ⑥ 主症状及び経過概要（労務不能と認めた理由）：体動時の右膝関節痛強く労働不能と思われた
  - ⑦ 就労見込：なし（理由：上記理由）
- (4) 本件請求期間Dに係る傷病手当金支給申請書（退職後の申請）の療養を担当した医師の意見書欄に、A医師が平成○年○月○日付で記載した部分の必要な部分は以下のとおりである。
- ① 傷病名：右変形性膝関節症
  - ② 労務不能と認めた期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日まで  
日間（注：記載なし）

- ③ ②のうち診療実日数：3日
  - ④ ②のうち外来診療日：○月○日、○日、○日
  - ⑤ 療養状況：投薬あり（1日1回4週間）  
通院指導あり（4週間に1回）
  - ⑥ 主症状及び経過概要（労務不能と認められた理由）：体動時の右膝関節痛強く、労働不能と思われた
  - ⑦ 就労見込：なし（理由：上記理由）
- (5) 保険者組合からの本件請求期間Aに係る請求人の症状照会に対するA医師の回答書（平成○年○月○日付け）の記載内容は以下のとおりである。
- ① 上記労務不能と認められた期間の症状の主症状及び経過概要として「体動時の右膝関節痛強く労働不能と思われた」と前月と同じ記載をいただいております。療養の給付開始後、労務不能と認められた際の平成○年○月○日付の照会に対して「左膝をかばって労務していた為、右膝関節に負荷がかかりその後徐々に悪化し…」とご回答いただいておりますが、休職後1年以上経過しております。休職開始時点と現在の症状の対比について詳しくお聞かせください。：安静時の疼痛程度は徐々に軽減傾向であるが、体動時の負荷が再燃の引き金になる可能性大。
  - ② 平成○年○月○日付の症状照会の際、右変形膝関節症療養の為労務不能とした医学的根拠として「長時間の歩行・立位動作時膝関節の疼痛及び可動域制限を認めた為」とご回答いただいておりますが、「疼痛及び可動域制限」の詳細をお聞かせください。：疼痛は自制可なるも、疼痛による膝関節の伸展屈曲に制限を認める
  - ③ 被保険者の在職中の仕事について伺って見えることを詳しくお聞かせください。：立ち仕事を中心とした重労働
  - ④ 被保険者が就労する為の療養指導

等について詳しくお聞かせください。：消炎鎮痛剤の内服、外用剤の湿布及び安静加療の順守。長時間両膝に負荷のかからない軽作業なら労働可能と思われる

- ⑤ 上記労務不能とした期間の状況にあてはまるものを下記から選択し、先生のご意見をご教示願います。： 右変形膝関節症療養の為労務不能ではないが、本人の訴えにより労務不能とした

そう判断された医学的根拠：日常生活動作は確立されているが、長時間の歩行、立位動作時に、膝関節の疼痛及び可動域制限を認めた為 平成○年○月○日の時点では、現業務は労働不能と思われた。

- 2 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、被保険者が本来の業務に堪え得るか否かを標準として、社会通念に基づいて認定されるべきであることはいうまでもないことから、労務不能とは、必ずしも、医学的見地からのみ判断されるべきではないものの、ことは「傷病の療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、当該傷病の診療に当たった医師が、当該傷病の病態、病状の程度及び治療の経過等を踏まえた結果として、被保険者が労務不能かどうかについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そうして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

- 3 本件においてこれを見ると、傷病手当金支給申請書（退職後の申請）において

A医師は、本件請求期間は「体動時の右膝関節痛強く、労務不能と思われた」と記載し、いずれの期間も本来の業務に堪え得ないとしている。

また、保険者組合からの照会に対するA医師作成の回答書には、「右変形膝関節症療養の為労務不能ではないが、本人の訴えにより労務不能とした」としつつも、「日常生活動作は確立されているが、長時間の歩行、立位動作時に、膝関節の疼痛及び可動域制限を認めた為平成〇年〇月〇日の時点では、現業務は労務不能と思われた。」と記載している。この回答は、前記回答書の内容全体を通じてみれば、請求人の請求傷病により、一切の作業が労務不能となるものではないが、請求人が従事していた作業についてみれば、労務不能であることをいう趣旨と解される。

本件通知に示された解釈基準によると、本来の労務に対する代替的性格をもたない副業等の労務に従事したり、一時的に軽微な他の労務に服したとしても、なお労務不能に該当するものと解釈されており、請求人は本件請求期間Aにおいて、日常生活動作は確立されているが、長時間の歩行、立位動作時に、膝関節の疼痛及び可動域制限を認め、現業務は労務不能とされているのであるから、本来の職場における労務に服することができず、なお労務不能に該当するといえる。

以上のことを考慮すると、本件請求期間Aについて、請求人は本来の業務である立位によるシートボルトブッシュ取付け作業に堪え得ない状態であるから、保険者組合が療養のための労務不能とは認められないとして、不支給とした判断は、保険者組合に委ねられた合理的裁量の範囲を逸脱するものというべきである。

そして本件請求期間Aについて、傷病手当金が支給されると、本件請求期間B以降について資格喪失後の傷病手当金の支給が継続していることになる。保険者組合は本件請求期間B以降についてA医師に症状照会をしておらず、各請求期間

の傷病手当金支給申請書（退職後の申請）においてA医師が体動時の右膝関節痛強いため労務不能とし、就労見込がないとしているのであるから、請求人は労務不能であったと認めることができる。

そうすると、本件請求期間について、請求人は療養のため労務不能であり、傷病手当金を支給しないとした原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。よって、主文のとおり裁決する。